

## 鹿島地方事務組合公告第 23 号

### 一般競争入札公告の変更

入札公告を次のとおり変更する。

令和 7 年 12 月 12 日

鹿島地方事務組合管理者 木内 敏之

#### 1 変更する入札公告

- (1) 公 告 日 令和 7 年 12 月 5 日
- (2) 公告番号 鹿島地方事務組合公告第 22 号
- (3) 工 事 名 広域鹿嶋 RDF センター解体撤去工事

#### 2 変更内容

次のとおり変更する。

- (1) 広域鹿嶋 RDF センター解体撤去工事 入札説明書

変更前

第 2 章 基本事項 第 1 節 基本事項

7. 最低制限価格

なし

第 2 章 基本事項 第 2 節 入札スケジュール

現地確認期間	令和7年12月16日(火)～12月18日(木)
--------	-------------------------

第 4 章 入札手続きに関する事項 第 3 節 現地確認の実施

現地確認を希望する者は、令和 7 年 12 月 12 日(金)午前 12 時までに電子メール（第 2 章 第 1 節 参照）にて下記日程内で希望日時を記載のうえ申し込みをすること。また、確認のためメール送付後には電話での確認を行うこと。なお、電話やファクシミリ、口頭による申し込みは受け付けない。希望者については別途日程調整を行う。

日時

令和 7 年 12 月 16 日 (火) ①10:00～11:30 ②14:00～15:30

令和 7 年 12 月 17 日 (水) ①10:00～11:30 ②14:00～15:30

令和 7 年 12 月 18 日 (木) ①10:00～11:30 ②14:00～15:30

変更後

第2章 基本事項 第1節 基本事項

7. 低入札調査価格基準

設定なし

第2章 基本事項 第2節 入札スケジュール

現地確認期間	令和7年12月16日(火)～12月19日(金)
--------	-------------------------

第4章 入札手続きに関する事項 第3節 現地確認の実施

現地確認を希望する者は、令和7年12月15日(月)午後2時まで（土、日は除く）に電子メール（第2章 第1節参照）にて下記日程内で希望日時を記載のうえ申し込みをすること。また、確認のためメール送付後には電話での確認を行うこと。なお、電話やファクシミリ、口頭による申し込みは受け付けない。希望者については別途日程調整を行う。

日時

令和7年12月16日(火) ①10:00～11:30 ②14:00～15:30

令和7年12月17日(水) ①10:00～11:30 ②14:00～15:30

令和7年12月18日(木) ①10:00～11:30 ②14:00～15:30

令和7年12月19日(金) ①10:00～11:30 ②14:00～15:30

(2) 広域鹿嶋RDFセンター解体撤去工事 発注仕様書

変更前

第2章 解体工事の対象及び施工方針 第3節 施工方針 第11項 主任技術者及び監理技術者

受注者は、本工事の監理技術者を定め、その氏名、連絡先、経歴等を書面により本組合に提出して、承諾を得ること。また、監理技術者を変更する際も同様とする。配置する主任技術者及び現場代理人は、本工事と同種の廃棄物処理施設解体工事の管理実績を有するものでなければならない。なお、下請契約の予定額が4,500万円以上となる場合は、主任技術者に代えて前期の工事管理実績を有する専任の監理技術者を配置すること。

主任技術者または監理技術者は、現場代理人を兼務できるものとする。

また、次の要件を満たす監理技術者を本工事に専任で配置しなければならない。

(1) 監理技術者は、建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交

付を受けている者とし、工事期間中現場に常駐し、施工計画の作成、工程管理、品質管理、その他の技術上の管理及び工事の施工に従事する者の指導監督を行うこと。

- (2) 建設業法第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されるいわゆる経営業務の管理責任者、または第7条第2号若しくは第15条第3号に規定される営業所の専任技術者（許可業種は問わない。）でないこと。
- (3) 一級土木施工管理技士、一級建築施工管理技士、解体工事施工技士もしくはこれと同等以上の資格を有する者であり、かつ監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者またはこれに準ずる者であること。
- (4) この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き3ヶ月以上雇用されている者であること。

変更後

## 第2章 解体工事の対象及び施工方針 第3節 施工方針 第11項 主任技術者及び監理技術者

受注者は、本工事の監理技術者を定め、その氏名、連絡先、経歴等を書面により本組合に提出して、承諾を得ること。また、監理技術者を変更する際も同様とする。なお、下請契約の予定額が4,500万円以上となる場合は、主任技術者に代えて専任の監理技術者を配置すること。

主任技術者または監理技術者は、現場代理人を兼務できるものとする。

また、次の要件を満たす監理技術者を本工事に専任で配置しなければならない。

- (1) 監理技術者は、建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者とし、工事期間中現場に常駐し、施工計画の作成、工程管理、品質管理、その他の技術上の管理及び工事の施工に従事する者の指導監督を行うこと。
- (2) 建設業法第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されるいわゆる経営業務の管理責任者、または第7条第2号若しくは第15条第3号に規定される営業所の専任技術者（許可業種は問わない。）でないこと。
- (3) 一級土木施工管理技士、一級建築施工管理技士、解体工事施工技士もしくはこれと同等以上の資格を有する者であり、かつ監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者またはこれに準ずる者であること。
- (4) この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き3ヶ月以上雇用されている者であること。

上記以外については、当初入札公告のとおり。